

様式第10号(第2条関係)

診療用エックス線装置設置(変更)届

年 月 日

(宛先)金沢市保健所長

管理者 住 所
氏 名

次のとおり診療用エックス線装置を設置(変更)したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

診 療 所	名 称			
	所 在 地			
診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 に 関 す る 事 項	製 作 者 名			
	型 式			
	定 格 出 力	連 続		
		短 時 間		
		蓄 放 式		
	エックス線管の数			
	用 途			
エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及び経歴※	氏 名	職 種	X 線 診 療 に 関 す る 経 歴	
備 付 年 月 日	年 月 日			

※ エックス線診療に従事する医師等の氏名及び経歴の記載欄が不足する場合には、別紙に記載すること。

診療用エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管容器及び照射筒の漏洩エックス線量		以下 ・ 超える	
	附加ろ過板		有 ・ 無	
	総ろ過		ミリメートル アルミニウム当量 モリブデン当量	
	透視装置	患者への入射線量率50ミリグレイ/分		以下 ・ 超える
		一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー		有 ・ 無
		高線量率透視制御		有 ・ 無
		焦点皮膚間距離保持装置又はインターロック		有 ・ 無
		受像面を超えないように照射野を絞る装置		有 ・ 無
		受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）		以下 ・ 超える
		最大照射野を3センチメートル超える部分を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）		以下 ・ 超える
		利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための被照射体周囲の適当な装置		有 ・ 無
	撮影装置	照射野絞り装置		有 ・ 無
		医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離		以下 ・ 超える
	間胸部撮影装置用	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない被射野絞り装置		有 ・ 無
		接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一時遮へい体		有 ・ 無
		10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮へい物		有 ・ 無
	型移動型・携帯装置等	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造		有 ・ 無
		装置の保管場所		
	装置治療用	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック		有 ・ 無
	撮口内法装置	照射筒先端における照射野の直径		センチメートル

エックス線診察室の放射線障害防止に関する構造設備の概要	使用の場所			
	診察室の防護物の概要	遮へい物 遮へい物を設ける場所	構造 ・ 材料 ・ 厚さ	
		天井		
		床		
		周囲の隔壁等	(東)	
			(西)	
			(南)	
			(北)	
			監視用窓	大きさ (縦×横)
		出入口の扉		
		その他の開口部		
操作室	有 ・ 無 ()			
診察室の標識	有 ・ 無			

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有	・	無	
	使用中の表示		有	・	無	
	隔壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト／週以下となる措置		有	・	無	
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり			
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無	
		立入制限措置	有	・	無	
		標識	有	・	無	
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無	
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無	
	その他	取扱者の被ばく測定器具				
		防護用具（防護前掛等）	有	・	無	

注意事項

1. 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
2. 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の隔壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。ただし、歯科用診察室は、50分の1又は25分の1の見やすい縮図とすること。
3. 管理区域の標識、使用中のランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
4. エックス線診療に関する経歴欄には、職歴（入職等）のほか、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
5. 放射線測定結果報告書（写）を添付すること。